

山梨県公報

第二千四百十六号

平成二十六年

五月十九日

月 曜 日

目次

告示

- 救急病院等の認定……………二八五
- 道路の区域変更……………二八五
- 道路の供用開始(二件)……………二八五

公告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………二八六
- 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見(二件)……………二八六
- 公共測量の実施……………二八七
- 基本測量の実施……………二八七
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………二八七
- 公安委員会……………二八七
- 一般競争入札について……………二八七

正 誤

- 平成二十六年四月十七日付第二千四百八号中……………二八九

告示

山梨県告示第百六十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十六年五月十九日

一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 横 内 正 明

名 称	巨摩共立病院
所 在 地	南アルプス市桃園三百四十番地

二 認定期限

平成二十九年五月八日

山梨県告示第百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十六年六月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 上野原丹波山線
- 三 道路の区域

区 間	旧 新 の 別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
上野原市西原字南向六七三五番の五地先から 上野原市西原字南向六七五八番の一 địa 先まで	二七・九、 三九・六	一七・五、 二九・九		八四・五

山梨県告示第百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十六年六月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路 線 名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日

県道	葦崎南アル プス中央線	南アルプス市桃園字大新居二二一六八・二二一七番の一地先から 南アルプス市桃園字大新居二二九八番地先まで	平成二十六年五月十九日
----	----------------	--	-------------

山梨県告示第六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十六年六月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府葦崎線	甲斐市宇津谷字六反川八五〇番の一地先から 甲斐市宇津谷字六反川八五一番の一地先まで	二五・八	平成二十六年五月十九日

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年五月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年五月九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人障害者地域生活サポート・オリーブ

- 2 代表者の氏名 辻 りち子
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市増坪町八十番地一
- 4 定款に記載された目的
この法人は、知的・身体・精神の障害を有する者に対して、自立した地域生活を送るための支援に関する事業を行い、提供する福祉サービスの質の向上並びに地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十六年五月十二日から平成二十六年七月十一日まで

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により笛吹市から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十六年六月十九日まで縦覧に供する。

平成二十六年五月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 1 名称 イオン石和店
 - 2 所在地 山梨県笛吹市石和町松本字塚越二百二十二番一外
- 二 届出の内容及び公告日
 - 1 内容 変更
 - 2 公告日 平成二十五年十一月二十五日
- 三 意見の概要
 - 1 廃棄物減量化及びリサイクルへの積極的な取組
 - 2 災害発生時の対策及び協力
 - 3 騒音問題への対策の実施
 - 4 廃棄物の適切な保管及び処理

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により山中湖村から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十六年六月十九日まで縦覧に供する。

平成二十六年五月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称 オギノ山中湖店

2 所在地 山梨県南都留郡山中湖村山中字北畠八百六十五番五外

二 届出の内容及び公告日

1 内容 変更

2 公告日 平成二十五年十二月二日

三 意見の概要

交通状況に応じた歩行者の通行の利便の確保等への適切な対応

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十六年四月一日付けで昭和町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十六年五月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 作業種類 公共測量（航空写真撮影）

二 作業期間 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月二十日まで

三 作業地域 中巨摩郡昭和町全域

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、平成二十六年五月二日付けで国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十六年五月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 作業種類 基本測量（「国土広域情報」修正測量）

二 作業期間 平成二十六年六月一日から平成二十七年三月三十一日まで

三 作業地域 山梨県全域

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十六年五月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

南巨摩郡身延町丸滝字宮の前四六三の四の一部、四六四の四の一部、四六四の五、四六六の二、四六六の五の一部、四六六の六、四七二の二、四七二の五の一部、四七二の六、四七三の二、四七三の五の一部、四七三の六、四八〇の七の一部、四八〇の八、四八〇の九、五二五の二、五二五の五、五二五の一〇、五二五の一、五二五の一五、五二七の二、五二八の一、五三二の一、五三二の三、五三四の一、五三六の一、五三六の二、五三八の一、五三八の三の一部、五四〇の一、五四四、五四五の一、五四六の一、五四九、五四九の一、五四九の二の一部、五五〇の一、五五〇の三の一部、五五二、五五三の三、五五三の五、五五七の一、五五七の三及び道の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置 及び 区域
道路 緑地	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡南建設事務所及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山梨県南巨摩郡身延町切石三百五十番地 身延町長 望月仁司

公安委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十六年五月十九日

山梨県警察本部長 真 家 悟

一 一般競争入札に付する事項

1 借入物品等の名称及び数量

KA Iシステム用端末 一式

2 借入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

- 3 借入期間
平成二十六年九月一日から平成三十一年八月三十一日まで
- 4 借入場所
山梨県警察本部長が指定する場所
- 5 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
二 一般競争入札の参加資格
1 一般競争入札の参加資格に記載した条件を全て満たす者であること。
2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
3 平成二十六年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十六年山梨県告示第九十七号）の一に定める競争入札に参加することができる者又は入札の日までに取得見込みの者であること。
4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一條第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第九十九條第一項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
6 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一條第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
7 民事再生法附則第二條による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。
- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二條第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
9 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料の滞納がない者であること。
10 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。
11 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。
12 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。
13 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次の(一)から(四)までのいずれかに該当する者がいない法人であること。
(一) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
(二) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二條若しくは第十二條の六の規定による命令又は同法第十二條の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの
(四) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
三 入札手続等
1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
郵便番号四〇〇―八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部警務部情報管理課情報システム企画・指導担当 電話〇五五―二二一―〇一〇
2 入札説明書の交付方法
この公告の日から平成二十六年六月二日（月）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに三の1の交付場所において交付する。
3 入札及び開札の日時及び場所
平成二十六年六月三十日（月）午前十一時 山梨県庁防災新館六階情報管理課
4 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所
平成二十六年六月二十七日（金）午後四時までに山梨県警察本部警務部情報管理

課情報システム企画・指導担当（郵便番号四〇〇―八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。

5 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

6 落札者の決定方法

この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から平成二十六年六月十三日（金）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の一の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

5 契約書作成の要否

要

6 本契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の物品の借入れを受ける契約とする。

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に二に掲げる参加資格のうち、一つでも満たさなかった場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) この入札に係る契約期間において、平成二十七年十月一日以後の消費税及び地方消費税の税率が変更された場合、契約金額の変更に係る協議を行う場合がある。

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Computer Systems for Yamanashi Prefectural Police Information Network, 1 Set

2 Date and time for tender

11:00AM June 30, 2014

3 Bureau in charge

Information System Planning and Direction Section, Information Management Division, Police Administration Department, Yamanashi Prefectural Police
Headquarters 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8586 Japan
TEL 055-221-0110

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

○平成二十六年四月十七日付山梨県公告（狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施）

二三三	下	終わりから二	平成二十三年四月十六日	平成二十三年二月十日
-----	---	--------	-------------	------------

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番